

I マイナンバーカードについて

I カードの利用と取扱い

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等のほか、様々な場面で、顔写真付きの本人確認書類として広くご活用できます。

マイナンバーカードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）は重要な個人情報ですので、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等の場面に限り提示するようにしてください。

2 有効期限

	カード有効期限	利用者証明用 電子証明書	署名用 電子証明書
18歳以上	発行から 10回目の誕生日	発行から 5回目の誕生日	発行から 5回目の誕生日
15～17歳	発行から 5回目の誕生日	発行から 5回目の誕生日	発行から 5回目の誕生日
15歳未満	発行から 5回目の誕生日	発行から 5回目の誕生日	設定できません

- 18歳以上の方はカード発行から5回目の誕生日までに市役所で電子証明書の更新が必要です。
- カードまたは電子証明書の有効期限到来の約3か月前に国から更新のお知らせが届きます。

3 暗証番号と電子証明書

種類	暗証番号	使用用途
①署名用電子証明書	英数字を組み合わせて6～16桁 (英字は大文字)	e-Tax(確定申告)やふるさと納税などの電子申請で利用
②利用者証明用電子証明書	数字4桁	住民票等証明書コンビニエンスストア交付サービスやマイナ保険証、マイナポータルで利用
③住民基本台帳用暗証番号	数字4桁	住所・氏名などの記載変更の手続きで利用
④券面事項入力補助用暗証番号	数字4桁	個人番号や住所・氏名・生年月日などの基本情報を参照する際に利用

※②～④の暗証番号は同じ番号を設定することができます。

- 暗証番号は、一定回数間違えるとロックがかかります。

署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回間違えるとロックがかかり、電子証明書を利用できなくなります。ロックがかかった場合は、市役所の窓口で再設定が必要です。

※手続きは原則本人のみが可能で、マイナンバーカード以外の本人確認書類が必要です。

また、①・②の暗証番号はお近くのコンビニでも再設定が可能です。くわしくは右のQRをごらんください。



4 記載事項(住所・氏名)に変更があったとき

引越しや婚姻などにより、住所や氏名に変更があったときは、記載事項変更が必要です。転入届や婚姻届等とあわせてマイナンバーカードを市役所の窓口に出して、新たな住所・氏名を追記し、カード情報の更新を行ってください。※変更があった日から更新をせずに90日が経過しますとカードが失効します。

また、住所・氏名に変更があった場合は署名用電子証明書が失効します。引き続きご利用になる場合は、記載事項変更とあわせて窓口で手続きが必要です。

5 カードを紛失した場合

カードを紛失した場合は悪用を防ぐため、カードの機能の一時停止を行ってください。

■ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (24時間365日)

■ 個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578 ※通話料金がかかります

※外出時や盗難などによりカードを紛失した場合
警察へ紛失届を提出してください。(電話でも可)

■ 東海警察署 **☎0562-33-0110**

市役所へ届け出て、マイナンバーカードの再交付申請を行ってください。

6 カードの再発行

マイナンバーカードを紛失した場合や磁気不良などでカードを失効させた場合、市役所の窓口で再交付の申請ができます。

なお、再交付には手数料が発生します。(発行手数料：1,000円)

7 カードの取扱い注意事項

マイナンバーカードはICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取扱い方法によっては故障する可能性があります。カードの保管、使用にあたっては次の点に十分注意していただくようお願いします。



● 高温や物理的な力に注意してください



熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、高温や物理的な力に注意してください。

- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
- ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
- ・ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと



● 薬品や液体に注意してください

カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- ・水に濡れた状態で使用しないこと
- ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと



● 強い磁気に注意してください

カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

II コンビニエンスストア 交付サービスについて



- マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で住民票などの証明書が取得できます。
※ご利用には利用者証明用電子証明書と発行手数料が必要です。

1 取得できる証明書

取得できる証明書の種類		金額
住民票の写し	本人・同一世帯の方	200円
印鑑登録証明書	本人	200円
戸籍(全部・個人)事項証明書※	本人・同一戸籍の方 ※取得できるのは東海市に本籍のある方で、現在の戸籍のみです	450円
戸籍の附票の写し※	本人・同一戸籍の方 ※取得できるのは東海市に本籍のある方で、現在の戸籍の附票のみです	200円
市民税・県民税・森林環境税(所得税)証明書	本人 ※取得できるのは最新年度のみです ※証明対象年度の1月1日時点で住民登録のある方のみです ※所得額が0円の方の証明書は発行できません	200円

※東海市外に本籍がある方は本籍地の市区町村にお問合せください

2 利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日から1月3日までを除きます。

※システムメンテナンス等のため、利用できない場合があります。

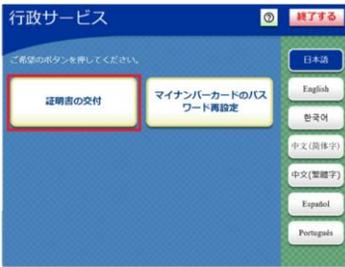
3 利用できる店舗(一例)

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- ミニストップ
- セイコーマート
- イオンリテール
- 平和堂
- DCMグループ
- マックスバリュ

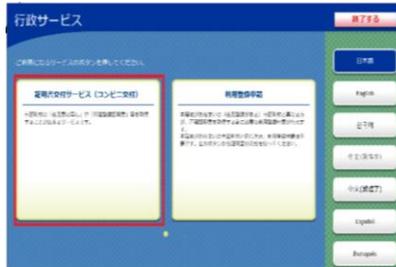
※利用できる店舗は変更となる場合があります。

4 利用方法(実際の画面)

① 行政メニュー選択



② メニュー選択



③ マイナンバーカードをセット



④ 証明書交付市区町村の選択



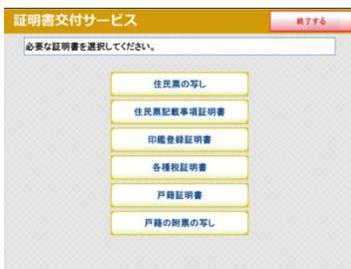
⑤ 暗証番号の入力



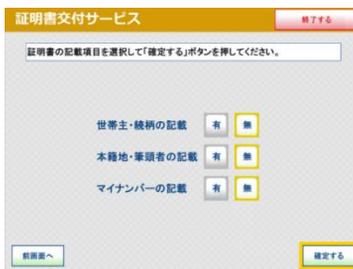
⑥ カードの取り外し



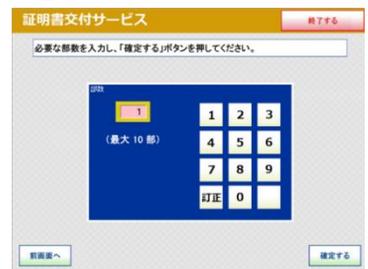
⑦ 証明書の交付種別選択



⑧ 記載事項選択



⑨ 部数選択



※東海市外に本籍がある方が戸籍証明書または戸籍の附票の写しを取得する場合は利用登録申請が必要です。



Ⅲ マイナンバーカードの保険証利用について

● マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。(マイナ保険証)

Ⅰ マイナ保険証のメリット



**データに基づく
より良い医療が受けられる**

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



**手続きなしで高額療養費の
限度額を超える支払いが
免除される**

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし&手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

健康保険証は

12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

医療機関・薬局に行かれる際には
マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証 = 健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード

マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書でこれまで通り医療にかかれます



IV マイナンバーカードの利活用について

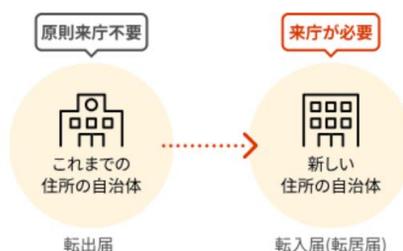
- マイナンバーカードを使っていろいろなサービスを利用できます。以下は一例です。

1 市役所に行かずに転出届の提出ができます【マイナポータル】

サービスを利用することで、届出人は、転出元の市区町村への来庁が原則不要となります。また、マイナポータルを通じて転入予定市区町村での必要な手続きや持ち物が確認でき、手続漏れや持ち物忘れを防止することができます。転入先の市区町村は、転出証明書情報の事前通知や来庁予定の連絡を通じて届出人の来庁時の手続の効率化を図ることができます。

- 手続きできる人

- ・引越しをする本人
- ・新旧住所において同一世帯の人



2 確定申告の電子申請ができます【e-Tax】

所得税の確定申告を自動入力で簡単にでき、手間を省くことができます。

マイナポータルと連携することにより、給与や年金の源泉徴収票・医療費・各種保険料・ふるさと納税などの控除証明書等のデータを確定申告書の該当項目に自動入力することができ、簡単に確定申告ができます。

- 確定申告期間はe-Taxを利用すると税務署に行かずに24時間オンラインで申告することができます。



3 保育所や児童手当の申請が簡単にできます【マイナポータル】

妊娠の届出や保育所入所の申込、児童手当の手続きなど、子育てに関する手続きがマイナポータルから電子申請することができます。マイナポータルを利用することで、市役所の窓口に行かなくても24時間オンラインで手続きすることができます。



4 マイナポータルの「ぴったりサービス」で可能な手続き一覧

	手続名
税	納税証明書の交付申請
	完納証明書の交付申請
	車検用納税証明書(軽自動車)の交付申請
児童手当	新規認定請求
	増額・減額改定の届出
	氏名変更・住所変更等の届出
	振込口座変更の届出
	受給事由消滅の届出
	受給者死亡時の未支払の児童手当等の請求
	寄附の申出
	寄附変更等の申出
	保育料・学校給食費の徴収等の申出
	保育料・学校給食費の徴収等の変更等の申出
保育	支給認定の申請
	保育所等の利用申込
	保育所等の現況届
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届の事前送信
母子保健	妊娠の届出
介護保険	要介護・要支援認定の申請
	要介護・要支援更新認定の申請
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
	介護保険負担割合証の再交付申請
	被保険者証の再交付申請
	高額介護(予防)サービス費の支給申請
	介護保険負担限度額認定申請
	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
	住宅改修前の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
住宅改修後の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被災者支援	罹災証明書の発行申請
	被災届出証明書の発行申請
選挙	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求
引越し	転出届
	転入予定連絡 転居予定連絡

※上記手続きは、令和7年1月現在の情報です。詳しくはマイナポータルをごらんください。

